

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めるに伴う関係公平委員会規則の整理に関する規則

令和元年9月30日公平委員会規則第1号

第1条 この規則は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴い、関係公平委員会規則の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規則の施行の際現に施行されている規則の題名及び本則（本則の規定に基づく様式を含む。）中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。